

▶ まちづくりに関する方針

- 1 集落環境の保全に関する事項**  
建物の高さについては、10m（3階）以下  
污水対策については、新築の際、農業集落排水管への接続または、合併処理浄化槽の設置を奨励する
- 2 集落景観の保全・形成**  
地区景観計画（基準）の指定  
・外壁は、色相R・YR系 / 彩度6以下、Y系 / 彩度4以下、その他 / 彩度2以下。色相Nは認める。  
・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合は、この限りではない。
- 3 公共施設の整備を図る取組み**  
・幹線道路における歩行者の安全確保を図る  
・バス運行などの公共交通の充実を検討する  
・児童公園や広場等の整備をめざす  
・法華山谷川沿いの整備を進める
- 4 その他の施設の整備を図る取組み**  
・サクラやヤナギ等の植樹に取り組み  
・ホテルの径づくりをめざす
- 5 安全安心対策**  
・不必要な通過交通の制限を図る  
・土砂崩れなどの対策を検討する  
・空き地や空き家の活用を進める  
・廃棄物の不法投棄対策を検討する  
・イノシシ防護柵の設置を進める
- 6 歴史を活かす取組み**  
・神社・地蔵堂・道標など歴史的資源の保存  
・トンド祭り、コスモまつりなど地域イベントの実施  
・クリーン作戦の実施（空き缶・ゴミ等回収、雑草・立木等伐採）
- 7 自然を活かす取組み**  
・まちなみや景観などの保全  
・ホテルの生息環境の保全  
・林間コースの整備に取り組み  
・花回廊の整備に取り組み  
・集落内でのウォーキングロード整備に取り組み
- 8 地縁者の範囲**  
・地縁者の範囲は、小学校区域

▶ 土地利用構想

ゾーン区分	整備イメージ
保全ゾーン	森林保全ゾーン 森林など、大切な自然として保全すべきゾーン
	農業保全ゾーン 農振農用地区域など、今後とも農地を保全していくゾーン
開発許容ゾーン	集落活性化ゾーン 集落環境を守りながら、空き地や空き家などを活用して人口を増やすゾーン
	住工共存ゾーン 規模のまとまった工場等がすでに立地あるいは今後、立地を誘導するゾーン

